

## 第59号議案

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、本市独自に行う個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年芦屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 <u>番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</u></p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条</p>

2 市長又は芦屋市教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 (略)

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
1 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

市長又は芦屋市教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2 別表の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 (略)

別表 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及び芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及び芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）による地方税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			
2 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による入所等措			

		置に関する情報（以下「障害者支援施設等入所等措置関係情報」という）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）による医療費の助成に関する情報（以下「医療費助成関係情報」という）であって規則で定めるもの
B 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者支援施設等入所等措置関係情報であって規則で定めるもの

		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者支援施設等入所等措置関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし乳幼児等及び子どもに関するものを除く。）
6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし高齢期移行者に関するものを除く。）
7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障害者及び高齢障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし障害者及び高齢障害者に関するものを除く。）
8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし母子家庭等に関するものを除く。）
9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金

	の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当, 特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づき、本市独自に行う個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 番号法で定められている個人番号（マイナンバー）を利用する事務（法定事務）に記載されていない独自利用事務（番号法第9条第2項による条例で定める事務）を次のとおり定める。（第3条関係）

機関	独自利用事務
1 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

- (2) 2(1)で定める独自利用事務における特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の利用若しくは提供又は法定事務において番号法別表第2に記載されていない特定個人情報の利用を次のとおり定める。（第3条関係）

機関	独自利用事務又は法定事務	特定個人情報
1 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及び芦屋市市税条例による地方税の賦課徴収に関する事務	医療保険給付関係情報 介護保険給付関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
2 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 医療保険給付関係情報 介護保険給付関係情報 障害者支援施設等入所等措置関係情報 生活保護関係情報 障害者自立支援給付関係情報 外国人生活保護関係情報 医療費助成関係情報

3 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 医療保険給付関係情報 介護保険給付関係情報 障害者支援施設等入所等措置関係情報 生活保護関係情報 障害者自立支援給付関係情報 外国人生活保護関係情報 医療費助成関係情報
4 市長	介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 医療保険給付関係情報 障害者支援施設等入所等措置関係情報 障害者自立支援給付関係情報 外国人生活保護関係情報
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報 医療保険給付関係情報 障害者関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 医療費助成関係情報
6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報 医療保険給付関係情報 介護保険給付関係情報 障害者関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 医療費助成関係情報
7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障害者及び高齢障害者の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報 医療保険給付関係情報 障害者関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 医療費助成関係情報
8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報 住民票関係情報 医療保険給付関係情報 障害者関係情報 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 医療費助成関係情報

9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	地方税関係情報 医療保険給付関係情報 介護保険給付等関係情報 生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報 寡婦福祉法給付等関係情報 特別児童扶養手当等関係情報 養育医療給付等関係情報 児童手当関係情報 障害者自立支援給付関係情報
------	-----------------------------	---

3 施行期日  
公布の日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
抜粋

(利用範囲)

第9条 別表第1の上欄に掲げる行政機関，地方公共団体，独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては，その者を含む。第3項において同じ。）は，同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し，及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も，同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は，福祉，保健若しくは医療その他の社会保障，地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し，及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も，同様とする。

(第3項から第5項まで省略)

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，特定個人情報の提供をしてはならない。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては，その者を含む。以下「情報照会者」という。）が，政令で定めるところにより，同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合に

あつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。) に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

- (8) 条例事務関係情報照会者(第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(第9号から第16号まで省略)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」と「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(条例)」における個人番号の利用と情報連携(提供及び照会)について

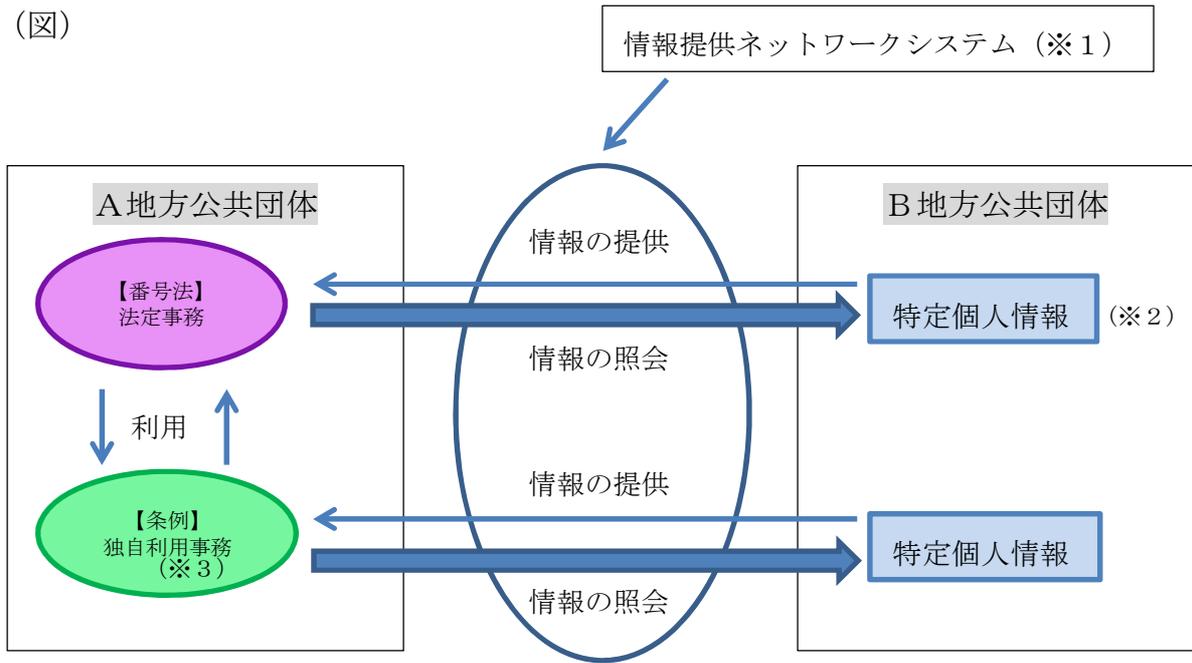
1 番号法における「利用」と「情報提供」

番号法においては、国民が社会保障等を受ける際に各種証明書等の提出を省略することができるなど国民の利便性を高めることを目的として、福祉、医療その他の社会保障事務、税に関する事務等の個人番号(マイナンバー)を利用できる事務が定められており、また、情報提供ネットワークシステムを通じて他機関に特定個人情報の提供を求め、又は提供を行うことが規定されている。

(表) 個人番号の利用及び提供

種別	項番	内容	法定／独自の別	番号法上の根拠
利用	1	法別表第1に掲載されている事務での個人番号の利用	法定	法第9条第1項 (別表第1)
	2	法別表第1掲載事務以外での個人番号の利用	独自	法第9条第2項 ※各団体での条例が必要
	3	上記1及び2での、機関内他事務の情報の利用		
提供	4	法別表第2に掲載されている事務及び特定個人情報に関して、他機関から情報照会があった場合	法定	法第19条第7号 (別表第2)
	5	上記2のうち、個人情報保護委員会が定める要件を満たす事務に関して、他機関から情報照会があった場合	独自	法第19条第8号 ※各団体での条例及び個人情報保護委員会の承認が必要

(図)



※1 個人番号と関連付けられた個人情報を国，県，市等の機関の間で連携するためのコンピューターネットワークによる情報システム

※2 個人番号をその内容に含む個人情報

※3 条例において個人番号を利用することを定めた事務

(1) 番号法別表第1とは、番号法第9条第1項により次の項目について97項目を具体的に規定したものをいう。

番号法別表第1に掲げる項目

行政事務を処理する者	特定個人情報を利用することができる事務
------------	---------------------

(2) 番号法別表第2とは、番号法第19条第7号により次の①について119項目を具体的に規定したものをいう。

番号法別表第2に掲げる項目

①	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
①の内容	特定個人情報の提供を求められることができる機関	特定個人情報を利用することができる事務	照会に応じて特定個人情報を提供する機関	提供される特定個人情報

## 2 条例別表第1における「独自利用事務」

番号法に規定がない福祉，保健若しくは医療その他の社会保障，地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務において個人番号を利用する場合は，地方公共団体が条例で独自利用事務（※3）として定めなければならないこととなっている。

## 3 条例別表第2における「独自利用」と「情報照会」

法定事務及び2の独自利用事務の連携については以下のとおり。

### (1) 庁内連携（条例別表第2項番1から9が該当）

法定事務及び2に関して，その事務を処理するために，庁内で保有する他事務の特定個人情報を独自利用するもの

### (2) 他機関(庁外)連携（条例別表第2項番5から9が該当）

2のうち個人情報保護委員会が定める要件を満たす事務であって，他機関に特定個人情報の照会を行うもの

芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則に定める主な内容

条例別表第1関係

機関	事務	規則
1 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号の乳幼児等及び子どもの医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する事務
		芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号の高齢期移行者の医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する事務
		芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の障害者及び高齢障害者の医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する事務
		芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第5号の母子家庭等の医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する事務
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の実施に関する事務
		生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
		生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の措置の開始又は同条第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の措置の変更に関する事務
		生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の停止又は廃止に関する事務
		生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する資料の提供等の求めに関する事務
		生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付

		<p>金の支給の措置の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
		<p>生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の措置の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
		<p>生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に要する費用の返還に関する事務</p>
		<p>生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>

条例別表第2関係

※「他機関連携」・・・他機関との情報連携を行うために個人情報保護委員会に届出を行う予定の事務

機関	事務		特定個人情報		他機関連携※
	条例	規則	条例	規則	
1 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及び芦屋市市税条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法第 34 条第 1 項第 3 号及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 3 号に定める社会保険料の金額の所得控除の適用に関する事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「納税義務者等」という。）に係る国民健康保険法第 76 条第 1 項の保険料の徴収金額に関する情報	
				納税義務者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項の保険料の徴収金額に関する情報	
			介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの	納税義務者等に係る介護保険法第 129 条第 1 項の保険料の徴収金額に関する情報	
	地方税法第 24 条の 5 第 1 項第 1 号及び同法第 295 条第 1 項第 1 号に掲げる者に対す	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	納税義務者に係る生活保護法第 19 条第 1 項の保護の実施，同法第 24 条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更，同法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始若しくは同		

		る非課税に関する事務		条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第 26 条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）	
		地方税法第 323 条，同法第 367 条の減免に関する事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	納税義務者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報のうち，生活保護実施関係情報に類する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）	
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の督促，滞納処分その他の地方税の徴収に関する事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納税義務者等に係る国民健康保険法第 76 条第 1 項の保険料の賦課及び徴収金額に関する情報（以下「国民健康保険賦課徴収関係情報」という。）	
			介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納税義務者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項及び第 2 項の保険料の賦課及び徴収金額に関する情報（以下「後期高齢者医療保険賦課徴収関係情報」という。）	
2 市長	国民健康保険法による保険給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定め	国民健康保険法第 76 条第 1 項の保険料の徴収に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者又は当該納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「納付義務者等」という。）に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正又は決定，税額の更正又は決定，納税の告知，督促，滞	

るもの

		納処分その他の地方税の賦課徴収に関する情報（以下「地方税賦課徴収関係情報」という）
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る後期高齢者医療保険賦課徴収関係情報
	介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る介護保険賦課徴収関係情報
国民健康保険法第 76 条第 1 項の保険料の賦課及び保健事業に関する事務	身体障害者福祉法による入所等措置に関する情報（以下「障害者支援施設等入所等措置関係情報」という）であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の障害者支援施設等の入所に関する情報（以下「障害者支援施設等関係情報」という。）
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る生活保護実施等関係情報
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る外国人生活保護実施等関係情報
国民健康保険法による給付の支給に関する事務	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「医療費助成関係情報」という）	納付義務者等に係る芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項各号の受給資格に関する情報（以下「医療費助成受給資格等情報」という。）及び同条例第 5 条第 1 項各号の助成の範囲に関する情報（以下「医療費助

			であって規則で定めるもの	成関係情報」という。)	
3 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項の保険料の徴収に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る地方税賦課徴収関係情報	
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る国民健康保険賦課徴収関係情報	
			介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る介護保険賦課徴収関係情報	
		高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 2 項の保険料の賦課及び保健事業に関する事務	障害者支援施設等入所等措置関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る障害者支援施設等関係情報	
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る生活保護実施等関係情報	
			障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報	
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る外国人生活保護実施等関係情報	
高齢者の医療の確保に関する法律第 56 条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務	医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る医療費助成関係情報			
4 市長	介護保険法による保険給付の支給，	介護保険法第 129 条第 1 項の保険料の徴	地方税関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る地方税賦課徴収関係情報	

	地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	収に関する事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る国民健康保険賦課徴収関係情報 納付義務者等に係る後期高齢者医療保険賦課徴収関係情報	
		介護保険法第 129 条第 2 項の保険料の賦課に関する事務	障害者支援施設等入所等措置関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る障害者支援施設等関係情報	
			障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報	
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	納付義務者等に係る外国人生活保護実施等関係情報	
5 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による乳幼児等及びこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項第 1 号の受給資格に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの	受給者又は当該受給者と生計を一にする配偶者その他の親族等（以下「受給者等」という。）に係る地方税法の規定による個人の県民税及び市民税に関する情報（以下「個人市県民税関係情報」という。）	○
		住民票関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る住民票に記載された住民基本台帳法第 7 条第 4 号に規定する情報（以下「住民票関係情報」という。）		
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付又は療養費の支給に関する情報（以下「医療保険給付等情報」という。）		
			受給者等に係る国民健康保険，健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者，共済組合の組合員若しくは被扶養者，私立学		

		校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者の資格又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険被保険者等資格情報」という。）
	障害者関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報（以下「身体障害者手帳交付等関係情報」という。）
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る生活保護実施等関係情報
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報
	医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし乳幼児等及び子どもに関するものを除く。）	受給者等に係る医療費助成受給資格等情報
芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号及び第 8 条に規定する医療費の助成事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る医療保険給付等情報
		受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報
	医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし乳幼児等及び子どもに関するもの	受給者等に係る医療費助成関係情報

○

			を除く。)		
6 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による高齢期移行者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号の受給資格に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る個人市県民税関係情報	○
			住民票関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る住民票関係情報	
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る医療保険給付等情報	
				受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報	
			介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る介護保険の被保険者の資格に関する情報	
			障害者関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報	
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る生活保護実施等関係情報	
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報	
	医療費助成関係情報であって規則で定めるもの(ただし高齢期移行者に関するものを除く。)	受給者等に係る医療費助成受給資格等情報			
芦屋市福祉医療費の	医療保険給付関係情報	受給者等に係る医療保険給付等情報			

		助成に関する条例第5条第1項第2号及び第8条に規定する医療費の助成事務	であって規則で定めるもの	受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報	○
			医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし高齢期移行者に関するものを除く。）	受給者等に係る医療費助成関係情報	
7 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による障害者及び高齢障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の受給資格に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る個人市県民税関係情報	○
			住民票関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る住民票関係情報	
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る医療保険給付等情報	
				受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報	
			障害者関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報	
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る生活保護実施等関係情報	
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報	
医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし障害者及び高齢障害者に関するものを除く。）	受給者等に係る医療費助成受給資格等情報				
芦屋市福祉医療費の	医療保険給付関係情報	受給者等に係る医療保険給付等情報			

		助成に関する条例第5条第1項第3号及び4号並びに第8条に規定する医療費の助成事務	であって規則で定めるもの 医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし障害者及び高齢障害者に関するものを除く。）	受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報 受給者等に係る医療費助成関係情報	○
8 市長	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第5号の受給資格に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る個人市県民税関係情報	○
			住民票関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る住民票関係情報	
			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る医療保険給付等情報	
				受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報	
			障害者関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報	
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る生活保護実施等関係情報	
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報	
			医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし母子家庭等に関するものを除く。）	受給者等に係る医療費助成受給資格等情報	
芦屋市福祉医療費の	医療保険給付関係情報	受給者等に係る医療保険給付等情報			

		助成に関する条例第5条第1項第5号及び第8条に規定する医療費の助成事務	であって規則で定めるもの 医療費助成関係情報であって規則で定めるもの（ただし母子家庭等に関するものを除く。）	受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報 受給者等に係る医療費助成関係情報	○
9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じた保護の実施に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る個人市県民税関係情報 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報	○

	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当，特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条の障害児福祉手当，同法第 26 条の 2 の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	要保護者等に係る母子保健法第 20 条第 1 項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの	要保護者等に係る児童手当法第 8 条第 1 項（同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給に関する情報
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じた保護の開始又は同条第 9 項の規定に準じた保護の	上と同じ	上と同じ

○

変更の申請に係る事実についての審査に関する事務		
生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じた職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じた職権による保護の変更に関する事務	上と同じ	上と同じ
生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 26 条の規定に準じた保護の停止又は廃止に関する事務	上と同じ	上と同じ
生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 29 条第 1 項の規定に準じた資料の提供等の求めに関する事務	上と同じ	上と同じ
生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じた就労自立給付金の支給の措置の申請の受理,	上と同じ	上と同じ

○

その申請に係る事実 についての審査又は その申請に対する応 答に関する事務		
生活に困窮する外国 人に対する生活保護 法第 55 条の 5 第 1 項 の規定に準じた進学 準備給付金の支給の 措置の申請の受理, その申請に係る事実 についての審査又は その申請に対する応 答に関する事務	上と同じ	上と同じ
生活に困窮する外国 人に対する生活保護 法第 63 条の規定に準 じた保護に要する費 用の返還に関する事 務	上と同じ	上と同じ
生活に困窮する外国 人に対する生活保護 法第 77 条第 1 項又は 第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じ た徴収金の徴収(同法 第 78 条の 2 第 1 項又 は第 2 項の規定に準	上と同じ	上と同じ

○

	じた徴収金の徴収を 含む。)に関する事務		
--	-------------------------	--	--